

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例

(設置)

第1条 久喜市小学校、中学校及び義務教育学校の適正な配置及び学区等について審議するため、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小学校、中学校及び義務教育学校の適正な配置及び学区等に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 児童・生徒の保護者
- (3) 市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。